



# 鳥取県公報

平成 24 年 12 月 21 日(金)  
号外第 1 1 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県軽費老人ホームに関する条例 (74) (長寿社会課) . . . . .	4
	鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例 (75) (〃) . . . . .	8
	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例 (76) (〃) . . . . .	12
	鳥取県介護保険施設に関する条例 (77) (〃) . . . . .	30
	鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例 (78) (〃) . . . . .	37

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## ◇鳥取県軽費老人ホームに関する条例の新設について

## 1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会福祉法の一部が改正され、条例で軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

## 2 条例の概要

(1) 生活相談員を置くこと、一の居室の床面積は21.6平方メートル以上とすること、身体的拘束等を行わないこと等の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の新設について

## 1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、老人福祉法の一部が改正され、条例で養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

## 2 条例の概要

(1) 入所定員が20人以上であること、主任支援員は常勤の者とする、身体的拘束等を行わないこと等の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める。

(2) 一の居室の定員は1人とする、生活相談員は常勤の者とする、身体的拘束等を行わないこと等の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の新設について

## 1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、条例で居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者、設備、運営等の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

## 2 条例の概要

(1) 訪問介護又は介護予防訪問介護の事業を行う事業所は、訪問介護員を置くこと、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること等の居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する従業者、設備及び運営の基準を定める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県介護保険施設に関する条例の新設について

## 1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、条例で指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の従業者、設備、運営等の基準

を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

## 2 条例の概要

- (1) 居室の定員は1人とし、入所者1人当たりの床面積は10.65平方メートル以上の居室とすること、身体的拘束等を行わないこと等の指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準を定める。
- (2) 療養室の定員は4人以下とし、入所者1人当たりの床面積は8平方メートル以上とすること、身体的拘束等を行わないこと等の介護老人保健施設の従業者、設備及び運営の基準を定める。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

### ◇鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例の新設について

#### 1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、条例で指定介護療養型医療施設の従業者、設備、運営等の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

#### 2 条例の概要

- (1) 一の病室は4床以下とすること、病室は入院患者1人当たりの床面積が6.4平方メートル以上とすること、身体的拘束等を行わないこと等の指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準を定める。
- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

鳥取県軽費老人ホームに関する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第74号

### 鳥取県軽費老人ホームに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 軽費老人ホームは、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供並びに市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、提供するサービスについての評価の結果等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、軽費老人ホームの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(軽費老人ホームA型の設備及び運営に関する基準)

2 平成20年6月1日前に建築された軽費老人ホーム（同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第2条第1号の軽費老人ホームA型に該当するものの設備及び運営に関する基準は、第3条第1項の規定にかかわらず、別表（職員の配置の項第1号並びに設備の項第2号及び第3号を除く。）及び附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第2項関係）

区分	基準
職員の配置	次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1) 施設長 (2) 生活相談員 (3) 介護職員 (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 医師</li> <li>(6) 栄養士</li> <li>(7) 事務員</li> <li>(8) 調理員</li> <li>(9) その他規則で定める職員</li> </ul>
設備	<p>1 入所定員が50人以上であること。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 居室</li> <li>(2) 談話室、娯楽室又は集会室</li> <li>(3) 静養室</li> <li>(4) 食堂</li> <li>(5) 浴室</li> <li>(6) 洗面所</li> <li>(7) 便所</li> <li>(8) 医務室</li> <li>(9) 調理室</li> <li>(10) 面談室</li> <li>(11) 洗濯室又は洗濯場</li> <li>(12) 宿直室</li> <li>(13) 事務室その他の運営上必要な設備</li> </ul> <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一の居室の定員は、原則として1人とすること。</li> <li>(2) 入所者1人当たりの床面積は、収納設備を除き、6.6平方メートル以上とすること。</li> </ul>

別表（第3条、附則第2項関係）

区分	基準
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設長</li> <li>(2) 生活相談員</li> <li>(3) 介護職員</li> <li>(4) 栄養士</li> <li>(5) 調理員</li> <li>(6) 事務員</li> <li>(7) その他規則で定める職員</li> </ul> <p>2 職員は、入所者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）であること。ただし、平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、この限りでない。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合と</p>

	<p>して規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 居室</li> <li>(2) 談話室、娯楽室又は集会室</li> <li>(3) 食堂</li> <li>(4) 浴室</li> <li>(5) 洗面所</li> <li>(6) 便所</li> <li>(7) 調理室</li> <li>(8) 面談室</li> <li>(9) 洗濯室又は洗濯場</li> <li>(10) 宿直室</li> <li>(11) 事務室その他の運営上必要な設備</li> </ol> <p>3 居室は、次のとおりとすること。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</li> <li>(2) 一の居室の床面積は、21.6平方メートル以上（(3)の設備を除いた面積は14.85平方メートル以上、定員を2人とする場合は31.9平方メートル以上）とすること。</li> <li>(3) 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。</li> </ol> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>5 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、サービスの提供に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
入所及び退所	<p>1 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、サービスの提供に関する契約を文書により締結すること。また、当該契約には、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 職員の職種、人数及び職務の内容</li> <li>(3) 入所定員</li> <li>(4) サービスの内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>(6) 非常災害対策</li> <li>(7) 職員の勤務の体制</li> <li>(8) その他サービスの選択に資する重要事項</li> </ol> <p>2 入所に際しては、入所予定者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めること。</p> <p>3 入所者が退所するときは、退所後の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅サービス計画の作成等に資するため、同項に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供に努めること。</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの具体的な内容を記録すること。</p> <p>2 入所者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第20条の規定に従い、職員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、行わないこと。</p>

	<p>また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに必要な理由を記録すること。</p> <p>4 入所及び退所の項第1号(1)から(6)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項に関する規程を定めること。</p> <p>5 入所者又はその家族から次に掲げる費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>(1) サービスの提供に要する費用のうち規則で定めるもの</p> <p>(2) 食材料費、光熱水費その他日常生活において通常必要となる費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(3) 入所者が選択する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>7 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>8 提供するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を入所者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>9 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	<p>設備、職員及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 入所者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第56条第1項又は第70条の規定による検査等に協力すること。</p> <p>6 前号に掲げるもののほか、入所者又はその家族からの苦情に関して県が行う調査に協力すること。</p>

鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第75号

鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(養護老人ホームの基本方針)

第3条 養護老人ホームの基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って、処遇に関する計画に基づき必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営み、社会復帰できるようにすることを目指すなければならない。
- (2) 明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との密接な連携に努めなければならない。
- (3) 社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員によって適切に処遇を行い、その質の向上に努めなければならない。

(養護老人ホームの基準)

第4条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、養護老人ホームの目的を達成するために必要な事項について、処遇の質の向上に配慮して規則で定める。

(特別養護老人ホームの基本方針)

第5条 特別養護老人ホームの基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話及び相談その他の社会生活上の便宜の供与を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すなければならない。
  - (2) 明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等との密接な連携に努めなければならない。
  - (3) 社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員によって適切にサービスを提供し、入所者の処遇の向上に努めなければならない。
- 2 施設の全部が次に掲げる要件に該当すると知事に申し出た特別養護老人ホームの基本方針は、前項に定めるもののほか、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目指すこととする。

- (1) 少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための部屋をいう。）が一体となったユニットで構成されること。

- (2) ユニットごとに入所者が日常生活を営み、入所者に対するサービスが提供されること。

(特別養護老人ホームの基準)

第6条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、鳥取県介護保険施設に関する条例（平成24年鳥取

県条例第77号)別表第1従業者の配置の項(第1号(8)及び第3号を除く。)、設備の項、入所の項第2号、施設サービス計画の項第1号及び第6号、サービスの提供の項第2号、第3号、第5号及び第7号から第9号まで、記録の作成及び保存の項並びに事故等への対応の項(第2号、第6号及び第9号を除く。)(同条例附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、特別養護老人ホームの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(養護老人ホームに関する経過措置)

- 2 平成18年4月1日前に建築され、又は同日において建築中の養護老人ホーム(同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に対する別表設備の項第4号の規定の適用については、同号(1)中「1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められるときは、2人とする事ができる」とあるのは「原則として2人以下とする」と、同号(2)中「10.65平方メートル以上」とあるのは「収納設備等を除き、3.3平方メートル以上」とする。

別表(第4条関係)

区分	基準
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 施設長</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) 生活相談員</p> <p>(4) 支援員</p> <p>(5) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)</p> <p>(6) 栄養士</p> <p>(7) 調理員、事務員その他の職員</p> <p>2 施設長は、常勤の者とする。</p> <p>3 支援員のうち1人を主任支援員とし、その者は常勤の者とする。</p> <p>4 職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>5 生活相談員、支援員及び看護職員は、入所者数に応じ規則で定める人数以上とすること。</p>
設備	<p>1 入所定員が20人以上(特別養護老人ホームに併設する場合にあつては、10人以上)であること。</p> <p>2 入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)であること。ただし、平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、この限りでない。</p> <p>3 次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 居室</p> <p>(2) 静養室</p> <p>(3) 食堂</p> <p>(4) 集会室</p> <p>(5) 浴室</p> <p>(6) 洗面所</p>

	<p>(7) 便所</p> <p>(8) 医務室</p> <p>(9) 調理室</p> <p>(10) 宿直室</p> <p>(11) 洗濯室又は洗濯場</p> <p>(12) 事務室その他の規則で定める施設</p> <p>4 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への処遇上必要と認められるときは、2人とすることができる。</p> <p>(2) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>5 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>6 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
処遇に関する計画	入所者の心身の状況、家族の状況、入所者及びその家族の希望等を勘案し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、他の職員と協議の上、生活相談員に作成させること。
サービスの提供	<p>1 入所者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第20条の規定に従い、職員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>2 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、心身の状況並びに必要な理由を記録すること。</p> <p>3 次に掲げる事項に関する規程を定めること。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 職員の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員</p> <p>(4) 入所者の処遇の内容</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>4 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>6 入所者の処遇について定期的に自己点検を行い、その結果を入所者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>7 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	職員、設備及び会計に関する諸記録、処遇の内容等の記録、入所者ごとの処遇に関する計画、サービスの提供の項第2号の記録並びに事故等への対応の項第2号及び第4号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	<p>1 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 入所者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに市町村及び家</p>

族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。

- 3 入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、処遇に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。
- 4 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- 5 法第18条又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。
- 6 前号に掲げるもののほか、入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すること。

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第76号

### 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(指定居宅サービス事業者等の要件)

第3条 法第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第2項第1号（法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係にある法人を除く。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第4条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定居宅サービス事業者は、地域との結び付きを重視し、市町村、他の指定居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定居宅サービス事業者は、提供するサービスについての評価の結果、法第75条の2第1項の規定による助言等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。
  - (1) 訪問介護は、訪問介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。
  - (2) 訪問入浴介護は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。
  - (3) 訪問看護は、訪問看護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものでなければならない。
  - (4) 訪問リハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。
  - (5) 居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

- (6) 通所介護は、通所介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- (7) 通所リハビリテーションは、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。
- (8) 短期入所生活介護は、短期入所生活介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- (9) 施設の全部が次に掲げる要件に該当する短期入所生活介護（以下「ユニット型短期入所生活介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。
- ア 少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための部屋をいう。以下同じ。）が一体となったユニットで構成されていること。
- イ ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、利用者に対するサービスが行われること。
- (10) 短期入所療養介護は、短期入所療養介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- (11) 施設の全部が第9号ア及びイに掲げる要件に該当する短期入所療養介護（以下「ユニット型短期入所療養介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。
- (12) 特定施設入居者生活介護は、法第8条第11項又は第8条の2第11項に規定する計画（以下「特定施設サービス計画」という。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、利用者が特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
- (13) 福祉用具貸与は、福祉用具貸与計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。
- (14) 特定福祉用具販売は、福祉用具販売計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

（指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準）

第5条 指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、居宅サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。ただし、難病等を有する者又はがん末期の者であつて常時看護師による観察が必要なものを対象とする通所介護の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2 前項に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに法第42条第1項第2号の条例で定める基準は、居宅サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質

の向上に配慮して規則で定める。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第6条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、地域との結び付きを重視し、市町村、他の指定介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定介護予防サービス事業者は、提供するサービスについての評価の結果、法第115条の6第1項の規定による助言等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定介護予防サービスの事業を行わなければならない。

(1) 介護予防訪問介護は、訪問介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(2) 介護予防訪問入浴介護は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(3) 介護予防訪問看護は、訪問看護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(4) 介護予防訪問リハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(5) 介護予防居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(6) 介護予防通所介護は、通所介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(7) 介護予防通所リハビリテーションは、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(8) 介護予防短期入所生活介護は、短期入所生活介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことによ

り、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- (9) 施設の全部が第4条第4項第9号ア及びイに掲げる要件に該当する介護予防短期入所生活介護（以下「ユニット型介護予防短期入所生活介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。
- (10) 介護予防短期入所療養介護は、短期入所療養介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- (11) 施設の全部が第4条第4項第9号ア及びイに掲げる要件に該当する介護予防短期入所療養介護（以下「ユニット型介護予防短期入所療養介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。
- (12) 介護予防特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が特定施設において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- (13) 介護予防福祉用具貸与は、福祉用具貸与計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。
- (14) 特定介護予防福祉用具販売は、福祉用具販売計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)

第7条 指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、介護予防サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに法第54条第1項第2号の条例で定める基準は、介護予防サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 次のいずれにも該当する老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームにおいて行う指定居宅サービスの事業については、別表の10の表設備の項第2号(3)及び(5)の規定は、適用しない。

(1) 平成11年3月31日以前に建築されたこと。

(2) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホームが併設され、入所者がこれらの施設の浴室及び食堂を利用することができること。

- (3) 入所定員が50人未満であること。
- 2 平成12年4月1日前に基本的な設備が完成した施設（同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）において行う指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業については、別表の8の表設備の項第4号(1)及び(3)の規定は、適用しない。
- 3 平成18年4月1日前に建築された特定施設（規則で定めるものに限る。）又は同日において建築中の養護老人ホームにおいて行う指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業に対する別表の10の表設備の項第3号の規定の適用については、同号(1)中「1人」とあるのは、「4人以下」とする。

別表（第5条、第7条関係）

1 訪問介護又は介護予防訪問介護

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 訪問介護員</p> <p>2 従業者は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とすること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p>
設備	<p>事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「支援事業者」という。）への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 事業の実施地域</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 従業者の勤務体制</p> <p>(8) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
訪問介護計画	<p>1 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「サービス計画」という。）の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項をサービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p>

	<p>4 利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスに要した交通費以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>5 利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問介護計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を支援事業者等に提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</p> <p>2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び支援事業者等に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p> <p>6 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</p>

## 2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 看護職員（保健師を除く。以下この表において同じ。）</p> <p>(3) 介護職員</p> <p>2 従業者は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>4 看護職員及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者とする。</p>
設備	<p>1 の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、支援事業者への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 事業の実施地域</p> <p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 従業者の勤務体制</p>

	(9) その他サービスの選択に資する重要事項
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項をサービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(7)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4 利用者の選定により提供される特別な浴槽水その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>5 利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

## 3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
従業者の配置	<p>1 病院又は診療所ではない事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）にあっては、次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 看護職員</p> <p>(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）</p> <p>2 病院又は診療所である事業所にあっては、看護職員を事業所ごとに置くこと。</p> <p>3 従業者は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>4 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とすること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p>
設備	1の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの開始	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、主治医及び支援事業者への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、1の表サービスの開始の項第3号に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p>
訪問看護計画	<p>1 利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえ、サービス計画等の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 作成に当たっては、その主要な事項を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。</p>
サービスの提供	1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問看護計画その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。

事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。
---------	---------------------------

## 4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
従業者の配置	理学療法士等を事業所ごとに置くこと。
設備	1 病院、診療所又は介護老人保健施設として必要な設備を有すること。 2 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。
サービスの開始	1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、支援事業者への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、1の表サービスの開始の項第3号（(6)を除く。）に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
訪問リハビリテーション計画	1 医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、サービス計画の内容に沿って、作成すること。 2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。
サービスの提供	1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項をサービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。 2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。 3 1の表サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 4 利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスに要した交通費以外の費用を徴収しないこと。 5 利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

## 5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を事業所ごとに置くこと。 (1) 病院又は診療所である事業所 ア 医師又は歯科医師 イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 (2) 薬局である事業所 薬剤師 (3) 訪問看護ステーションである事業所 管理者及び看護職員

	2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。
設備	1 事業の運営に必要な広さを有しているほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていること。 2 事業所の設備及び備品等は、衛生的な管理に努めること。
サービスの開始	1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、支援事業者への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、1の表サービスの開始の項第3号((5)及び(6)を除く。)に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
サービスの提供	1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項をサービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。 2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。 3 1の表サービスの開始の項第3号(1)から(4)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 4 サービスの提供に要した交通費以外の費用を徴収しないこと。 5 利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

## 6 通所介護又は介護予防通所介護

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1) 管理者 (2) 生活相談員 (3) 看護職員(保健師を除く。) (4) 介護職員 (5) 機能訓練指導員 2 従業者は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。 3 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者であること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。
設備	1 次に掲げる設備を設けること。 (1) 食堂 (2) 機能訓練室 (3) 静養室 (4) 相談室 (5) 事務室

	<p>(6) その他規則で定める設備</p> <p>2 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>3 専ら事業の用に供するものであること。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 利用定員</p> <p>(5) サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 従業者の勤務体制</p> <p>(11) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
通所介護計画	<p>1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、サービス計画の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項をサービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスに要した送迎に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>7 利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの通所介護計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存</p>

	すること。
事故等への対応	1 の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

## 7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、看護職員（保健師を除く。）又は介護職員</p> <p>2 医師は、常勤の者とする。</p> <p>3 従業者は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とする。</p>
設備	<p>1 面積が3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上の専用の部屋を有すること。</p> <p>2 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>3 サービスを行うために必要な専用の機械及び器具を設けること。</p>
サービスの開始	6 の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。
通所リハビリテーション計画	<p>1 診療又は運動機能検査、作業能力検査等に基づき、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、サービス計画の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項をサービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 6 の表サービスの開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の選定により行う送迎に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>7 利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの通所リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1 の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

## 8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) 生活相談員</p> <p>(4) 介護職員又は看護職員（保健師を除く。以下この表において同じ。）</p> <p>(5) 栄養士</p> <p>(6) 機能訓練指導員</p> <p>(7) 調理員その他の従業者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>3 医師、生活相談員、介護職員又は看護職員及び調理員は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>4 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。</p>
設備	<p>1 事業所の利用定員を20人以上とすること。ただし、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人福祉施設又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に併設される事業所にあつては、この限りでない。</p> <p>2 利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）であること。ただし、2階建て又は平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。</p> <p>3 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 居室</p> <p>(2) 共同生活室（ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護に限る。）</p> <p>(3) 機能訓練室（ユニット型短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護を除く。）</p> <p>(4) 浴室</p> <p>(5) 便所</p> <p>(6) 洗面設備</p> <p>(7) 医務室</p> <p>(8) 調理室</p> <p>(9) 洗濯室又は洗濯場</p> <p>(10) 汚物処理室</p> <p>(11) 介護材料室</p> <p>(12) その他規則で定める設備</p> <p>4 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) ユニットを構成する居室以外の一の居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>(2) ユニットを構成する一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p>

	<p>(3) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>(4) その他規則で定める要件を満たすこと。</p> <p>5 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 特別養護老人ホームに併設される事業所で規則で定めるもの以外の事業所にあつては、利用定員</p> <p>(4) サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 送迎の実施地域</p> <p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p>(9) 従業者の勤務体制</p> <p>(10) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
短期入所生活介護計画	<p>1 利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境等を踏まえ、サービス計画の内容に沿って作成すること。</p> <p>2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項をサービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から(8)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>7 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</p> <p>8 利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表</p>

	するよう努めること。
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの短期入所生活介護計画、サービスの提供の項第1号及び第7号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

## 9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
従業者の配置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法又は医療法（昭和23年法律第205号）により介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所として必要な職員を置くこと。</li> <li>2 介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設ではない事業所にあつては、前号に規定する従業者のほか、管理者を置くこと。</li> </ol>
設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法又は医療法により介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所として必要な設備を設けること。</li> <li>2 療養病床を有しない診療所にあつては、前号に規定する設備のほか、食堂、浴室その他の規則で定める設備を設けること。</li> <li>3 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</li> </ol>
サービスの開始	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</li> <li>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の措置を講ずること。</li> <li>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</li> <li>(3) サービスの内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>(4) 送迎の実施地域</li> <li>(5) 施設利用に当たっての留意事項</li> <li>(6) 非常災害対策</li> <li>(7) 従業者の勤務体制</li> <li>(8) その他サービスの選択に資する重要事項</li> </ol> </li> </ol>
短期入所療養介護計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境等に基づき、サービス計画の内容に沿って作成すること。</li> <li>2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。</li> </ol>
サービスの提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項をサービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があつたときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</li> <li>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</li> <li>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</li> <li>4 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</li> </ol>

	<p>5 食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>7 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</p> <p>8 利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの短期入所療養介護計画、サービスの提供の項第1号及び第7号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

## 10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を特定施設ごとに置くこと。ただし、特定施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を指定居宅サービス事業者に委託するもの（以下「外部サービス利用型介護」という。）にあつては、(3)及び(5)に掲げる従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 生活相談員</p> <p>(3) 看護職員（保健師を除く。以下この表において同じ。）</p> <p>(4) 介護職員</p> <p>(5) 機能訓練指導員</p> <p>(6) 計画作成担当者</p> <p>2 生活相談員、看護職員及び計画作成担当者は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とすること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物又は準耐火建築物とすること。ただし、平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、この限りでない。</p> <p>2 次に掲げる設備を有すること。ただし、外部サービス利用型介護の場合その他利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 介護居室（特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 一時介護室（一時的に利用者に移して特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行うための部屋をいう。）</p> <p>(3) 浴室</p> <p>(4) 便所</p> <p>(5) 食堂</p> <p>(6) 機能訓練室</p>

	<p>3 介護居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) その他規則で定める要件を満たすこと。</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者又は利用者が入院治療を要する者であること等これらの者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入居及びサービスの提供に関する契約を書面により締結すること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 利用定員及び介護居室数</p> <p>(4) サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</p> <p>(6) 施設利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p>(9) 利用料の改定の方法</p> <p>(10) 従業者の勤務体制</p> <p>(11) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
特定施設サービス計画	<p>1 利用者の能力、その置かれている環境等を適切な方法により評価することを通じて、その者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握し、その結果及び利用者又はその家族の希望に基づき作成すること。</p> <p>2 原案を作成したときは、利用者及びその家族に対して説明し、文書による同意を得るとともに、特定施設サービス計画を作成したときは、当該計画を利用者に交付すること。</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>5 サービスの開始の項第3号(1)から(8)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>6 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>8 利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知すると</p>

	ともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの特定施設サービス計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

## 11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基準
従業者の配置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理者及び福祉用具専門相談員を事業所ごとに置くこと。</li> <li>2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</li> </ol>
設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材を設けること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</li> <li>2 事業の運営を行うために必要な広さの区画を有すること。</li> <li>3 サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えること。</li> </ol>
サービスの開始	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</li> <li>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を講ずること。</li> <li>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</li> <li>(3) 営業日及び営業時間</li> <li>(4) サービスの提供方法、取り扱う福祉用具の種類及び利用料その他の費用の額</li> <li>(5) 事業の実施地域</li> <li>(6) 従業者の勤務体制</li> <li>(7) その他サービスの選択に資する重要事項</li> </ol> </li> </ol>
福祉用具貸与計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、サービス計画の内容に沿って、作成すること。</li> <li>2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。</li> </ol>
サービスの提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項をサービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があつたときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</li> <li>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</li> <li>3 サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</li> <li>4 事業の実施地域以外の地域において福祉用具貸与を行う場合の交通費その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</li> <li>5 利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表</li> </ol>

	するよう努めること。
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具貸与計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

## 12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売

区分	基準
従業者の配置	11の表従業者の配置の項に掲げる基準を満たすこと。
設備	1 事業の運営を行うために必要な広さの区画を有すること。 2 サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えること。
サービスの開始	11の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。
福祉用具販売計画	1 利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、サービス計画の内容に沿って、作成すること。 2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。
サービスの提供	1 サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にもその情報を提供すること。 2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。 3 11の表サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 4 事業の実施地域以外の地域において福祉用具販売を行う場合の交通費その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。 5 利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具販売計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

鳥取県介護保険施設に関する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第77号

### 鳥取県介護保険施設に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項、第88条第1項及び第2項並びに第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護保険施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(指定介護老人福祉施設の基本方針)

第3条 指定介護老人福祉施設の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って、居宅での生活へ復帰できるよう配慮して、施設サービス計画に基づき介護福祉施設サービスを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すなければならない。
- (2) 明るく家庭的な雰囲気、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業を行う者、居宅サービス事業を行う者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- (3) 提供するサービスについての評価の結果、法第89条の2第1項の規定による助言等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

2 施設の全部が次に掲げる要件に該当すると知事に申し出た指定介護老人福祉施設（以下「ユニット型指定介護老人福祉施設」という。）の基本方針は、前項に定めるもののほか、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目指すこととする。

- (1) 少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための部屋をいう。以下同じ。）が一体となったユニットで構成されること。
- (2) ユニットごとに入所者が日常生活を営み、入所者に対するサービスが提供されること。

(指定介護老人福祉施設の基準)

第4条 指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、指定介護老人福祉施設の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(介護老人保健施設の基本方針)

第5条 介護老人保健施設の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って、施設サービス計画に基づき介護保健施設サービスを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅での生活へ復帰できるようにすることを目指すなければならない。
- (2) 明るく家庭的な雰囲気、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業を行う者、居宅サービス事業を行う者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- (3) 提供するサービスについての評価の結果、法第99条の2第1項の規定による助言等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

2 施設の全部が第3条第2項各号に掲げる要件に該当すると知事に申し出た介護老人保健施設（以下「ユニッ

ト型介護老人保健施設」という。)の基本方針は、前項に定めるもののほか、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目指すこととする。

(介護老人保健施設の基準)

第6条 介護老人保健施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、介護老人保健施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、介護老人保健施設の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(指定介護老人福祉施設に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に基本的な設備が完成した指定介護老人福祉施設のうち次の表の左欄に掲げるものに対する別表第1設備の項第3号の規定の適用については、同号中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成12年4月1日(以下「基準日」という。)の前日までに基本的な設備が完成したもの(基準日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)	1人とする。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とするができる	原則として4人以下とすること
	10.65平方メートル	収納設備等を除き、4.95平方メートル
基準日から施行日の前日までの間に基本的な設備が完成したもの及びその間に増築され、又は全面的に改築された部分(施行日以後に増築され、又は全面的に改築される部分を除く。)並びに施行日以後に全面的に改築される部分(知事が特に認めるものに限る。)	1人とする。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とするができる	4人以下とすること

(介護老人保健施設に関する経過措置)

第3条 基準日の前日までに基本的な設備が完成した介護老人保健施設(基準日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に対する別表第2設備の項第3号の規定の適用については、同号(2)中「8平方メートル以上」とあるのは、「6平方メートル以上」とする。

2 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護老人保健施設については、工事が平成30年3月31日までに完成することその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第2設備の項第1号、第2号(2)及び第3号(2)の規定は、適用しない。この場合において、療養室の床面積は、入所者1人当たり6.4平方メートル以上でなければならない。

別表第1(第4条関係)

区分	基準
規模	入所定員が30人以上であること。
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1) 管理者又は施設長 (2) 医師 (3) 生活相談員 (4) 介護職員 (5) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。) (6) 栄養士 (7) 機能訓練指導員

	<p>(8) 介護支援専門員</p> <p>(9) 調理員、事務員その他の従業者</p> <p>2 従業者は、入所者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 管理者、生活相談員、看護職員（規則で定める者に限る。）及び介護支援専門員は、常勤の者とする。</p> <p>4 従業者は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）であること。ただし、2階建て又は平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 居室</p> <p>(2) 共同生活室（ユニット型指定介護老人福祉施設に限る。）</p> <p>(3) 食堂（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）</p> <p>(4) 浴室</p> <p>(5) 洗面設備</p> <p>(6) 便所</p> <p>(7) 医務室</p> <p>(8) 調理室</p> <p>(9) 洗濯室又は洗濯場</p> <p>(10) 介護材料室</p> <p>(11) 事務室</p> <p>(12) その他規則で定める設備</p> <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>5 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
入所	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 入所申込者が入院を必要とする場合その他の入所申込者に対し適切なサービスを提供することが困難な場合は、医療機関又は介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を講ずること。</p> <p>3 介護の必要性、家族の状況等を勘案し、介護福祉施設サービスを受ける必要性が高い入所申込者を優先的に入所させるよう努めること。また、指定居宅介護支援事業者等から心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービスの利用状況等の情報の提供を受けるよう努めること。</p> <p>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員並びにユニット型指定介護老人福祉施設にあつては、ユニットの数及びユニットごとの入所定員</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>(6) 非常災害対策</li> <li>(7) 従業者の勤務の体制</li> <li>(8) その他サービスの選択に資する重要事項</li> </ul>
施設サービス計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入所者の心身の状況、家族の状況、その者及びその家族の希望等を勘案し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。</li> <li>2 介護支援専門員に入所者ごとに作成させること。</li> <li>3 入所者が自立した日常生活を営むことができるようにするために解決すべき課題を明らかにする作業（以下「アセスメント」という。）の結果及びその者の希望に基づき、その家族の希望を勘案したものとすること。</li> <li>4 アセスメントを行うときは、入所者及びその家族に面接すること。また、面接の趣旨を入所者及びその家族に十分に説明し、その理解を得ること。</li> <li>5 原案を作成したときは、入所者に対する介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者の専門的見地からの意見を聴くこと。</li> <li>6 計画は、入所者及びその家族に対して説明し、文書による同意を得ること。</li> </ol>
サービスの提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護福祉施設サービスを提供したときは、提供したサービスの具体的な内容を記録すること。</li> <li>2 入所者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</li> <li>3 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</li> <li>4 常に入所者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講ずること。また、感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</li> <li>5 入所の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。</li> <li>6 入所者又はその家族から食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</li> <li>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</li> <li>8 入所者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を入所者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</li> <li>9 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</li> </ol>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録並びに事故等への対応の項第3号及び第5号の記録、施設サービス計画その他提供したサービスの状況に関する規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。</li> </ol>

2	入所者に関する情報を指定居宅介護支援事業者等に提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ること。
3	入所者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。
4	入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。
5	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
6	法第23条、第24条第1項若しくは第90条第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。
7	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の規定による質問、検査等に協力すること。
8	前2号に掲げるもののほか、入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すること。
9	国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。

別表第2（第6条関係）

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) 薬剤師</p> <p>(4) 看護職員</p> <p>(5) 介護職員</p> <p>(6) 支援相談員</p> <p>(7) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</p> <p>(8) 栄養士</p> <p>(9) 介護支援専門員</p> <p>(10) 調理員</p> <p>(11) 事務員その他の従業者</p> <p>2 従業者は、入所者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 管理者及び介護支援専門員は、常勤の者とすること。</p> <p>4 従業者は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物とすること。ただし、2階建て又は平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 療養室</p> <p>(2) 診察室</p> <p>(3) 機能訓練室</p> <p>(4) 共同生活室（ユニット型介護老人保健施設に限る。）</p> <p>(5) 食堂（ユニット型介護老人保健施設を除く。）</p> <p>(6) 浴室</p> <p>(7) 洗面所</p> <p>(8) 便所</p> <p>(9) サービス・ステーション</p> <p>(10) 調理室</p>

	<p>(11) 洗濯室又は洗濯場</p> <p>(12) 汚物処理室</p> <p>(13) その他規則で定める設備</p> <p>3 ユニット型介護老人保健施設以外の施設の療養室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の療養室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>(2) 入所者1人当たりの床面積は、8平方メートル以上とすること。</p> <p>4 ユニット型介護老人保健施設の療養室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の療養室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 一の療養室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>5 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>6 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
入所	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な医療機関を紹介する等の適切な措置を講ずること。</p> <p>3 看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高い入所申込者を優先的に入所させるよう努めること。また、指定居宅介護支援事業者等から心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービスの利用状況等の情報の提供を受けるよう努めること。</p> <p>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員並びにユニット型介護老人保健施設にあっては、ユニットの数及びユニットごとの入所定員</p> <p>(4) 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) 従業者の勤務の体制</p> <p>(8) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
施設サービス計画	<p>1 介護支援専門員に利用者ごとに施設サービス計画を作成させること。</p> <p>2 施設サービス計画は、アセスメントの結果及びその者の希望に基づき、その家族の希望を勘案したものとする。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、入所者及びその家族に面接すること。また、面接の趣旨を入所者及びその家族に十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 施設サービス計画の原案を作成したときは、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の従業者の専門的見地からの意見を聴くとともに、その者及びその家族に対して説明し、文書による同意を得ること。</p>
サービスの提供	<p>1 介護保健施設サービスを提供したときは、提供したサービスの具体的な内容を記録すること。</p> <p>2 入所者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除</p>

	<p>き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</p> <p>4 診療は、医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、入所者の病状、心身の状況等に応じ、的確な診断を基として療養上妥当適切に行うこと。</p> <p>5 入所者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他リハビリテーションの訓練を計画的に行うこと。</p> <p>6 入所の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7 入所者又はその家族から食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>9 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>10 入所者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を入所者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>11 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録並びに事故等への対応の項第2号及び第4号の記録、施設サービス計画その他提供したサービスの状況に関する規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。また、入所者に関する情報を指定居宅介護支援事業者等に提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ること。</p> <p>2 入所者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受け取る窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第23条、第24条第1項若しくは第100条又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p> <p>6 前号に掲げるもののほか、入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すること。</p> <p>7 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</p>

鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第78号

### 鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、旧法で使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 指定介護療養型医療施設の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき介護療養施設サービスを提供することにより、その者が能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
  - (2) 入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立ってサービスの提供に努めなければならない。
  - (3) 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業を行う者、居宅サービス事業を行う者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
  - (4) 提供するサービスについての評価の結果、旧法第111条の2第1項の規定による助言等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。
- 2 施設の全部が次に掲げる要件に該当すると知事に申し出た指定介護療養型医療施設（以下「ユニット型施設」という。）の基本方針は、前項に定めるもののほか、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目指すこととする。
- (1) 少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための部屋をいう。以下同じ。）が一体となったユニットで構成されること。
  - (2) ユニットごとに入院患者が日常生活を営み、入院患者に対するサービスが提供されること。

(従業者、設備及び運営の基準)

第4条 指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、指定介護療養型医療施設の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成13年3月1日前に開設された施設の特例)

2 平成13年3月1日前に医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定による許可を受けた指定介護療養型医療施設の老人性認知症疾患療養病棟（主として認知症である老人を入院させることを目的とした病床であって規則で定めるものにより構成される病棟をいう。以下同じ。）に対する別表設備の項第2号の規定の適用については、同号(1)中「4床以下」とあるのは「6床以下」と、同号(2)中「6.4平方メートル以上」と

あるのは「6.0平方メートル以上」とする。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) 薬剤師（病院に限る。）</p> <p>(4) 栄養士（病院に限る。）</p> <p>(5) 看護師又は准看護師</p> <p>(6) 介護職員</p> <p>(7) 理学療法士（老人性認知症疾患療養病棟を有しない病院に限る。）</p> <p>(8) 作業療法士（病院に限る。）</p> <p>(9) 介護支援専門員</p> <p>(10) 精神保健福祉士又はこれに準ずる者（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）</p> <p>2 従業者は、入院患者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 病院の介護支援専門員は、常勤の者とすること。</p> <p>4 従業者は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入院患者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 病室</p> <p>(2) ユニット型施設にあつては、共同生活室</p> <p>(3) 機能訓練室（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院を除く。）</p> <p>(4) 談話室（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院を除く。）</p> <p>(5) 食堂</p> <p>(6) 浴室</p> <p>(7) 生活機能訓練室（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）</p> <p>(8) デイルーム（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）</p> <p>(9) 面会室（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）</p> <p>2 ユニット型施設以外の病室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の病室の病床数は、4床以下とすること。</p> <p>(2) 床面積は、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。</p> <p>3 ユニット型施設の病室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>
入院及び退院	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 患者の病状等を勘案し、患者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な医療機関を紹介する等の措置を講ずること。</p> <p>3 長期にわたる療養、医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護療養施設サービスを受ける必要性が高い患者を優先的に入院させるよう努めること。また、指定居宅介護支</p>

	<p>援事業者等から心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービスの利用状況等の情報の提供を受けよう努めること。</p> <p>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、患者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、患者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 入院患者の定員</p> <p>(4) 入院患者に対する介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) 従業者の勤務の体制</p> <p>(8) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
施設サービス計画	<p>1 介護支援専門員が作成する施設サービス計画は、入院患者の心身の状況、家族の状況等を適切な方法により評価することを通じて、その者が自立した日常生活を営むことができるようにするために解決すべき課題を明らかにする作業（以下「アセスメント」という。）の結果及びその者の希望に基づき、その家族の希望を勘案したものとすること。</p> <p>2 アセスメントを行うときは、入院患者及びその家族に面接すること。また、面接の趣旨を入院患者及びその家族に十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>3 施設サービス計画の原案を作成したときは、入院患者に対する介護療養施設サービスの提供に当たる他の従業者の専門的見地からの意見を聴くとともに、その者及びその家族に対して説明し、文書による同意を得ること。</p>
サービスの提供	<p>1 介護療養施設サービスを提供したときは、提供したサービスの具体的な内容を記録すること。</p> <p>2 入院患者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、入院患者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</p> <p>4 診療は、医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、入院患者の病状、心身の状況等に応じ、的確な診断を基として療養上妥当適切に行うこと。</p> <p>5 入院患者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他リハビリテーションの訓練を計画的に行うこと。</p> <p>6 入院及び退院の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7 入院患者又はその家族から食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>9 入院患者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を入院患者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>10 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健</p>

	<p>康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>11 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備及び会計に関する諸記録、入院患者ごとの施設サービス計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録並びに事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。また、入院患者に関する情報を指定居宅介護支援事業者等に提供する際には、あらかじめ文書により入院患者の同意を得ること。</p> <p>2 入院患者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 入院患者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 旧法第23条、第24条第1項若しくは第112条第1項又は医療法第25条第1項若しくは第2項の規定による質問、検査等に協力すること。</p> <p>6 前号に掲げるもののほか、入院患者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すること。</p> <p>7 国民健康保険団体連合会が行う旧法第176条第1項第2号の調査に協力すること。</p>